

高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧																		
高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱	高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱																		
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(指令前着手承認申請) <u>第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定前に当該補助事業を実施しようとするときは、別記第6号様式による指令前着手承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。</u></p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>I この要綱は、令和3年3月25日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>																		
別表第1 (第3条関係)	別表第1 (第3条関係)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	補助対象経費	補助率	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	補助対象経費	補助率	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業区分	補助対象経費	補助率																	
(略)	(略)	(略)																	
(略)	(略)	(略)																	
事業区分	補助対象経費	補助率																	
(略)	(略)	(略)																	
(略)	(略)	(略)																	
<p>(注) 対象となる経費は事業を実施する上で必要となる次の経費とする。</p> <p>(1) <u>技術者給</u> <u>事業を実施する上で必要となる技術</u>を要する者(主任技師、技師等)の<u>労賃</u>とする。ただし、<u>労賃</u>支弁者に係る社会保険料の事業者負担を含み、退職給与及び退職給与引当を含まない<u>ものとする</u>。</p> <p>(2) <u>賃金</u> <u>事業を実施する上で必要となる</u>アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担を含むものとする。</p> <p>(3) <u>旅費</u> <u>事業を実施するために必要となる</u>資料の収集、現地調査の実施に伴う<u>旅行</u>に必要な経費とする。</p> <p>(4) <u>需用費</u> <u>事業を実施するために必要となる</u>消耗品費、燃料費、印刷製本費等の経費とする。</p> <p>(5) <u>役務費</u> <u>事業を実施するために必要となる</u>通信運搬費等の経費とする。</p> <p>(6) <u>委託料</u> <u>事業を実施するために必要となる</u>資料作成、測量・調査等の委託料とする。</p> <p>(7) <u>使用料及び賃借料</u> <u>事業を実施するために必要となる</u>機械器具、車両等の借上げや物品等の使用に<u>必要</u>な経費とする。</p> <p>(8) <u>備品購入費</u> <u>事業を実施するために直接必要な</u>備品・資機材(ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるもの、保守に関する経費を除く。)を導入する<u>ために必要</u>な経費とする。</p>	<p>(注) <u>1</u> 対象となる経費は事業を実施する上で必要<u>な</u>次の経費とする。</p> <p>(1) <u>給料</u> <u>技術</u>を要する者(主任技師、技師等)の<u>給料</u>とする。ただし、<u>給料</u>支弁者に係る社会保険料の<u>うち</u>事業者負担を含み、退職給与及び退職給与引当を含まない。</p> <p>(2) <u>賃金</u> アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の<u>うち</u>事業主負担を含むものとする。</p> <p>(3) <u>旅費</u> 資料の収集、現地調査の実施に伴う必要な経費とする。</p> <p>(4) <u>需用費</u> 消耗品費、燃料費、印刷製本費等の経費とする。</p> <p>(5) <u>役務費</u> 通信運搬費等の経費とする。</p> <p>(6) <u>委託料</u> 資料作成、測量・調査等の委託料とする。</p> <p>(7) <u>使用料及び賃借料</u> 機械器具、車両等の借上げや物品等の使用<u>の</u>経費とする。</p> <p>(8) <u>備品購入費</u> 備品・資機材(ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるもの、保守に関する経費を除く。)を導入する経費とする。</p>																		

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県森林情報活用促進事業費補助金交付申請書

高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円
を交付されたく下記の関係書類を添えて申請します。

記

1～5 （略）

別紙1 （略）

別紙2

収支予算書

1 収入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 負 担 金		
そ の 他		
計		

2 支出

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
林地台帳を活用するシステムの整備		
森林情報の精緻化・高度化		
計		

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

市町村長

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

印

年度高知県森林情報活用促進事業費補助金交付申請書

高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円
を交付されたく下記の関係書類を添えて申請します。

記

1～5 （略）

別紙1 （略）

別紙2

収支予算書

1 収入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 負 担 金		
そ の 他		
計		

2 支出

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
林地台帳を活用するシステムの整備		
森林情報の精緻化・高度化		
計		

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

市町村長

印

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県森林情報活用促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1～5 （略）

別紙1 （略）

別紙2 （略）

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県森林情報活用促進事業費補助金遂行状況報告書

このことについて、高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

（略）

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

印

年度高知県森林情報活用促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1～5 （略）

別紙1 （略）

別紙2 （略）

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

印

年度高知県森林情報活用促進事業費補助金遂行状況報告書

このことについて、高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

（略）

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県森林情報活用促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1～3 （略）

別紙1 （略）

別紙2 （略）

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県森林情報活用促進事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました事業について、別紙理由書に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

1～6 （略）

別紙1 （略）

別紙2 （略）

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

印

年度高知県森林情報活用促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1～3 （略）

別紙1 （略）

別紙2 （略）

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

印

年度高知県森林情報活用促進事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました事業について、別紙理由書に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

1～6 （略）

別紙1 （略）

別紙2 （略）

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

指令前着手承認申請書

年度高知県森林情報活用促進事業について、やむを得ない理由により早急に着手したいので、高知県森林情報活用促進事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり申請します。

記

1 事業費 円

2 着手予定年月日 年 月 日

3 指令前着手を必要とする理由

（別記条件）

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって、実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は補助事業者が負担すること。
2. 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
3. 着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

（新設）